

春日井市

パートナーシップ・

ファミリーシップ

宣誓制度

利用の手引き



春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティのお二人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。また、お二人に未成年のお子様がいらっしゃる場合は、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

性的マイノリティとは-----

この制度では、「身体の性」(戸籍上の性)と「こころの性」(自認する性)が異なる人、性的指向が同性(あるいは両性)に向いている人などを性的マイノリティといいます。

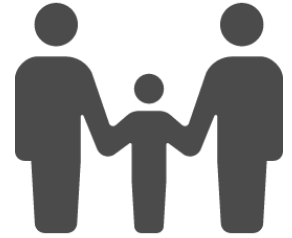
性的マイノリティの総称の一つとして LGBTQ があります。レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(両方の性を好きになる人)、トランスジェンダー(からだの性とこころの性が異なる人)、クエスチョニング(自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない)の頭文字からなる言葉です。

目 次

- ① 制度を利用することができる方……………1
- ② 必要な書類……………2
- ③ 手続きの流れ……………3
- ④ 宣誓書受領証明書等の再交付……………4
- ⑤ 宣誓書記載事項の変更……………5
- ⑥ 宣誓書受領証明書等の返還……………6
- ⑦ Q&A……………7
- ⑧ 春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ
の宣誓の取扱いに関する要綱……………8
- ⑨ 記載例……………12



1



制度を利用することができる方

宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

1 パートナーシップ関係にあることを宣誓するとき

- ▶ お二人が成年であること
 - ▶ お二人が春日井市民、またはお一人が春日井市民で、もうお一人が3か月以内に春日井市へ転入予定であること
 - ▶ お二人に配偶者がいないこと
 - ▶ お二人とも、他の方とパートナーシップ関係にないこと
 - ▶ 民法に規定する婚姻できない続柄(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと
- ※ パートナー関係にあるお二人が養子縁組をしたことにより近親者となった場合は除きます。

2 ファミリーシップ関係にあることを宣誓するとき

- ▶ ファミリーシップを宣誓するときは、お二人またはお一人に未成年のお子様がいること
- ▶ ファミリーシップ対象のお子様は、お二人またはお一人と生計が同じであること

2



必要な書類

- 1 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(いずれも3か月以内に発行されたもの)
- 2 転入予定の方はその事実が確認できるもの
 - ▶アパートの賃貸契約書など
 - ※宣誓日から3か月以内に市内に転入し、住民票の写しを添付して宣誓書内容変更届を提出してください。なお、3か月以内に提出がない場合は、宣誓を無効にし、交付番号を春日井市ホームページに公開します。
- 3 婚姻をしていないことが確認できる書類(3か月以内に発行されたもの)
 - ▶戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)
 - ▶独身証明書
 - ▶外国籍の方は、大使館等が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付してください。)
- 4 ファミリーシップ対象のお子様との関係がわかるもの
 - ▶戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)
 - ▶住民票の写し
- 5 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類
- 6 本人確認書類
 - ▶マイナンバーカード
 - ▶旅券
 - ▶運転免許証
 - ▶官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書、登録証明書

3



手続きの流れ

1 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則5日前までに、電話またはメールで予約をしてください。

※月曜日及び年末年始は受付できません。

☎ 0568-85-4401(受付 8:30~17:15)

✉ tayosei@city.kasugai.lg.jp

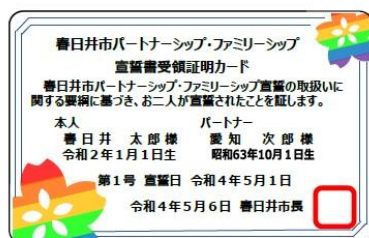
2 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類を持って、お二人でレディヤンかすがいまでお越しいただき、「春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を提出してください。ご提出時に本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を確認します。

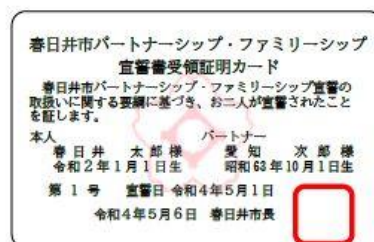
3 宣誓書受領証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後、宣誓書受領証明書等を交付します。

- ▶春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書
1組に1枚交付します。
- ▶春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード
(レインボーデザイン または 市章デザイン)
宣誓した方それぞれに1枚交付します。



受領証明カード(レインボーデザイン)



受領証明カード(市章デザイン)



受領証明書

4



宣誓書受領証明書等の再交付

「春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」と「春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」を紛失、毀損、汚損などをしたときは、再交付の申請ができます。

▶提出書類

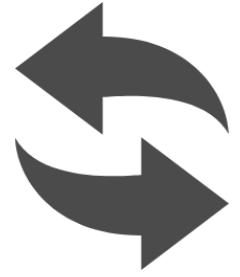
春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書

▶必要書類

本人確認書類

- ▶マイナンバーカード
- ▶旅券
- ▶運転免許証
- ▶官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書、登録証明書

5



宣誓書記載事項の変更

宣誓書に記載した内容に変更があったときは、変更届を提出してください。

▶変更の内容

- ① 氏名や通称名を変更したとき
- ② 住所を変更したとき
- ③ ファミリーシップ対象のお子様の記載を削除または追加するとき
- ④ ファミリーシップ対象のお子様が成年に達したとき

▶提出書類

- ① 春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届
- ② 変更の内容がわかるもの
 - ▶ 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)
 - ▶ 住民票の写し
 - ▶ 日常生活で通称名を使用していることがわかるもの
- ③ 交付済みの宣誓書受領証明書とカード

▶必要書類

本人確認書類

- ▶ マイナンバーカード
- ▶ 旅券
- ▶ 運転免許証
- ▶ 官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書、登録証明書

6



宣誓書受領証明書等の返還

次の場合は、宣誓書受領証明書等を返還してください。

▶ 証明書等の返還が必要なとき

- ① パートナーシップ関係を解消したとき
- ② お二人のいずれかが死亡したとき
- ③ お二人のいずれかが春日井市外へ転出したとき
- ④ 宣誓の要件を満たさなくなったとき

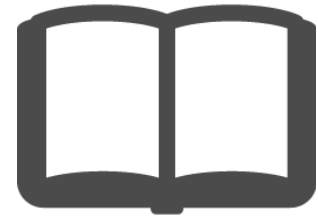
▶ 提出書類

- ① 春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届
- ② 交付済みの宣誓書受領証明書とカード



Q&A

Q1 宣誓に費用はかかりますか？	Q2 プライバシーは守られますか？
A1 宣誓や宣誓書受領証明書等の交付に費用はかかりません。 ただし、必要書類の交付手数料は宣誓者負担となります。	A2 宣誓や宣誓書受領証明書等の交付の際は必ず事前予約をしていただき、個室をご用意します。市職員には、プライバシーについて守秘義務が課せられていますので、ご安心ください。
Q3 通称名を使用して宣誓できますか？	Q4 春日井市に住んでいなくても宣誓できますか？
A3 使用できます。日常生活においてその通称名を使用していることがわかる書類を提示してください。	A4 お二人とも春日井市に住んでいるか、お一人が春日井市に住んでいて、もうお一人が3か月以内に春日井市に転入予定の場合に宣誓できます。
Q5 代理人でも宣誓できますか？	Q6 郵送で宣誓手続きはできますか？
A5 代理人での宣誓はできません。ご本人がお二人で窓口にお越しください。	A6 郵送で宣誓することはできません。必要書類を持参のうえ、予約した日時に窓口で宣誓書を提出してください。
Q7 宣誓書受領証明書等はすぐもらえますか？	Q8 春日井市外に転出するときはどうすればいいですか？
A7 提出書類の確認、宣誓要件の確認、交付書類の準備にお時間をいただくため、即日では交付できません。約1週間で交付できます。	A8 転出によりお二人またはお一人が春日井市民でなくなる場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、宣誓書受領証明書と宣誓書受領証明カードを返還してください。
Q9 宣誓書受領証明書等は再交付してもらえますか？	Q10 宣誓書等の保存期間を教えてください。
A9 再交付できます。再交付申請書を提出してください。	A10 宣誓書等の保存期間は、受領した日から30年です。



春日井市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりがお互いの個性や多様な価値観・生き方を認め合い、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認(自己の性別についての認識をいう。)が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向(恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の未成年の子(実子又は養子をいう。)を含め家族であると約した関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップ関係にある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを、市長に対して誓うことをいう。
- (6) 申告 本市域内へ転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下、「連携自治体」という。)において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第8条第1項に規定する交付書類に類する書類(以下、「証明書等類似書類」という。)の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告(以下「宣誓等」という。)をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップ関係にある双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップ関係にある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) パートナーシップ関係にある双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと。

- (4) 他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと(ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。)
- (6) ファミリーシップ関係にあることの宣誓等をしようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓等の方法)

第4条 宣誓等をしようとする者は、職員の面前において自ら記入した春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)又は春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(第2号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 宣誓等をしようとする者は、宣誓等をする日時等について事前に市と調整するものとする。
- 3 宣誓書又は申告書(以下「宣誓書等」という。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓日又は申告日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 宣誓しようとする場合は、現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 申告しようとする場合は、転入前に交付を受けた証明書等類似書類
 - (4) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 市外に在住する者であつて春日井市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって前項第1号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。
- 5 申告書等の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。
- 6 宣誓等をしようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓等をしようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(通称名の使用)

第6条 宣誓等をしようとする者は、宣誓書等において氏名と併せて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、宣誓等をするときに提示するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、宣誓書等の提出があったときは、宣誓等の要件を審査し、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(第3号様式)及び春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(第4号様式)(以下「証明書等」という。)を、当該宣誓等をした者(以下「宣誓者等」という。)に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

2 前項の春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書はパートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードはパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓する者それぞれに1枚交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書(第5号様式)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書等記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者等は、次のいずれかに該当するときは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届(第6号様式。以下「内容変更届」という。)を交付済みの証明書等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 宣誓者等のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者等のいずれかに住所の変更があったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、転入し、又は転居した者の住民票の写し
- (3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったとき(第1項第3号に該当する場合を除く。)は、変更後の証明書等を当該宣誓者等に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者等は、次のいずれかに該当するときは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第7号様式。第3項において「返還届」という。)に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 宣誓者等のいずれかが死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき(宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。)

(4) 宣誓書等を提出した時点において、証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 前項第1号について、双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方は、市長に申し立てなければならない。

3 市長は、前項の申立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情があると認められるときは、返還届及び証明書等の提出を受けるものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 次のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条により返還させ、又は前条により無効とした証明書等の交付番号(証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書等の取扱い)

第13条 市長は、宣誓書等及び添付書類並びに証明書等類似書類を30年間保存するものとする。ただし、第10条又は第11条の規定により返還又は無効となった宣誓書等及び添付書類並びに証明書等類似書類については、その日から5年間保存するものとする。

2 市長は、転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。



宣誓書記載例

第1号様式(第4条関係)

記載例

春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

令和4年5月1日

(宛先)春日井市長

受理 年 月 日
第 号

宣 誓 者			
氏 名 (よみかた)	かすがい	たろう	あいち じろう
	氏 春日井	名 太郎	氏 愛知 名 次郎
生 年 月 日	平成2年 1 月 1 日		昭和63年 10 月 1 日
通 称 名 (よみかた) <small>※通称名で宣誓する人のみ</small>	かすがい	はなこ	
	氏 春日井	名 花子	氏 名
住 所 (住所登録しているところ)	春日井市鳥居松町2丁目247番地		春日井市鳥居松町2丁目247番地
	(アパート名など) レディヤンハイツ101号		(アパート名など) レディヤンハイツ101号

ファミリーシップ対象者			
氏 名	春日井 春代	続き柄 子	続き柄
	生 年 月 日	平成30年 8 月 3 日	年 月 日
住 所	春日井市鳥居松町2丁目247番地		
	(アパート名など) レディヤンハイツ101号		(アパート名など)
代 筆 者			
署 名			

私たちは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとし、家族(ファミリー)として暮らしていくことを宣誓し、署名します。



再交付申請書記載例

第5号様式(第8条関係)

記載例

春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書

令和4年6月25日

春日井市長 様

令和4年5月8日付けで交付された春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の再交付について、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により申請します。

(申請者)

氏名又は通称名	春日井 太郎	
生年月日	平成 2 年 1 月 1 日	年 月 日
住所 (住所登録しているところ)	春日井市鳥居松町2丁目 247 番地 レディヤンハイツ 101 号	

(代筆者)

代 筆 者	
署 名	

(再交付を希望する受領書の種類)

- 春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(第3号様式)
 春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(第4号様式)

(再交付を希望する理由)

- 紛失 毀損 汚損
 その他()

市確認欄	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他()
	(携帯・自宅・勤務先)	(携帯・自宅・勤務先)



内容変更届記載例

第6号様式(第9条関係)

記載例

春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

令和4年7月25日

春日井市長 様

令和4年7月10日付けで交付された春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の記載事項変更について、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により申請します。

(申請者) ※氏名又は通称名、生年月日、住所欄は変更前の内容を記載すること

氏名又は通称名	春日井 太郎	愛知 次郎
生年月日	平成 2 年 1 月 1 日	昭和 63 年 10 月 1 日
住所 (住所登録しているところ)	春日井市鳥居松町2丁目 247 番地 レディヤンハイツ 101 号	春日井市鳥居松町2丁目 247 番地 レディヤンハイツ 101 号
受領証明書の番号	1	1
内容変更	新たにファミリーシップ対象者を追加 (春日井 春代 令和2年5月3日生)	左記に同じ
変更理由	<input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入 <input checked="" type="checkbox"/> その他(新たに子を養育することになったため)	

(代筆者)

代 筆 者	
署 名	

市確認欄	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 個	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 個
	<input type="checkbox"/> その他() (携帯・自宅・勤務先)	<input type="checkbox"/> その他() (携帯・自宅・勤務先)



返還届記載例

第7号様式(第10条関係)

記載例

春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届

令和4年10月5日

春日井市長 様

令和4年8月2日付けで交付された春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等について、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により返還します。

(申請者)

氏名又は通称名	春日井 太郎	愛知 次郎
生年月日	平成 2 年 1 月 1 日	昭和 63 年 10 月 1 日
住 所 <small>(住所登録しているところ)</small>	春日井市鳥居松町2丁目 247 番地 レディヤンハイツ 101 号	春日井市鳥居松町2丁目 247 番地 レディヤンハイツ 101 号
受領証明書の番号	1	1
返 還 理 由	<input type="checkbox"/> パートナーシップ・ファミリーシップを解消した <input type="checkbox"/> 一方が死亡した <input checked="" type="checkbox"/> 要綱第3条第2号から4号までのいずれかに該当しなくなった <input type="checkbox"/> その他()	

(代筆者)

代 筆 者	
署 名	

市確認欄	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他()
	(携帯・自宅・勤務先)	(携帯・自宅・勤務先)



春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

春日井市市民生活部多様性社会推進課

令和6年4月改訂

〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地 レディヤンかすがい

TEL (0568)85-4401 E-mail tayosei@city.kasugai.lg.jp